

ごみゼロ社会推進あいち県民会議 レジ袋削減取組店制度実施要綱

(目的)

第1 循環型社会の形成推進のため、レジ袋の削減に積極的に取り組む県内の小売店を「レジ袋削減取組店」として登録し、その利用を通じて、県民に支持される環境にやさしい店づくりを広め、県民、事業者及び行政が協働して、ごみ排出量の削減を図ることを目的とする。

(レジ袋削減取組店)

第2 レジ袋削減取組店（以下、「取組店」という。）は、次の各号に示したレジ袋を削減させる取組を実施、又は実施しようとしている県内の小売店とする。ただし、レジ袋を削減させる取組として、代替袋への転換は認めないものとする。

- (1) レジ袋の有料化
- (2) レジ袋代金の値引き
- (3) ポイント制度の充実
- (4) その他、小売店の創意工夫

2 取組店は、レジ袋削減目標を掲げるとともに、レジ袋配布状況の把握に努めるものとする。

3 取組店登録をする店舗は、レジ袋削減取組の開始時期を設定し、目標達成に向けて計画的に実施するものとする。

4 レジ袋削減目標は、レジ袋辞退率について取組店の登録時から3年以内に50%以上とする。

5 レジ袋とは、小売店等で買い物客に対し、購入商品の持ち帰りの利便性を図るために手渡す持ち手の付いたプラスチック製の袋のことをいい、大きさは各店舗の判断によることとする。

(取組店の申込)

第3 取組店の登録を希望する事業者は、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店登録申込書」（第1号様式、以下「申込書」という。）を、小売店が所在する市町村長に提出するものとする。ただし、県内の複数の市町村に所在する複数の小売店の登録を希望する事業者については、愛知県知事に提出するものとする。

2 取組店の登録を完了した事業者は、氏名（法人にあっては、名称）、住所、小売店名、取組方法等に変更があった場合には、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店登録変更届出書」（第2号様式、以下「変更届出書」という。）を、速やかに、申込書を提出した市町村長又は愛知県知事に届け出るものとする。

- 3 市町村長又は愛知県知事は、前項の変更届出書の届出があった場合は、その旨をごみゼロ社会推進あいち県民会議会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。
- 4 取組店の登録申込は、随時とする。

（取組店の登録）

- 第4 市町村長又は愛知県知事は、第3の第1項の規定に基づく申込があった場合には、その内容を審査し、登録することが適当と認められるものについて、会長に推薦するものとする。
- 2 会長は、市町村長又は愛知県知事から推薦があった小売店について、取組店として速やかに登録する。
 - 3 会長は、取組店を登録した場合は、市町村長又は愛知県知事を経て、申込者に取組店である旨を証するステッカー等を交付する。

（取組店の協力）

- 第5 取組店に登録された小売店は、第4の第3項のステッカーを店頭などに掲示するとともに、レジ袋の削減に積極的に努めるものとする。また、取組店は、年度毎の取組実施状況について、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組実施状況報告書」（第3号様式、以下「報告書」という。）を、毎年4月末日までに、申込書を提出した市町村長又は愛知県知事に提出するものとする。
- 2 市町村長又は愛知県知事は、前項の報告書の提出があった場合は、その内容を審査した後、速やかに、会長に報告するものとする。
 - 3 市町村長又は愛知県知事は、取組店に対して、取組の実施、変更届出書及び報告書の提出などを求めることができるものとする。

（登録取消）

- 第6 市町村長又は愛知県知事は、第5の第3項の求めに応じない取組店について、その内容を会長に報告するものとする。
- 2 会長は、前項の報告のあった取組店について、取組店の登録取消をすることができる。
 - 3 会長は、前項の取組店の登録取消を行った場合は、速やかに、その旨を当該小売店に対し通知するとともに、市町村長及び愛知県知事にも通知するものとする。

（登録の辞退）

- 第7 取組店の登録を辞退しようとするときは、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店登録辞退届出書」（第4号様式）を、速やかに、ステッカーを添付のうえ、申込書を提出した市町村長又は愛知県知事に届け出るものとする。
- 2 市町村長又は愛知県知事は、前項の辞退の届出があった場合は、その旨を会

長に報告するものとする。

(表彰)

第8 会長は、第5の第1項の規定による報告書などにより、レジ袋の削減に、特に顕著な実績を収めている小売店について、別表に定めるレジ袋辞退率に応じて、理事会に諮って、レジ袋削減取組優良店として認定し、表彰することができる。

2 会長は、前項のレジ袋削減取組優良店を認定した場合は、表彰状を交付する。

3 表彰式は、毎年度別に定める日に行うものとする。

(広報)

第9 ごみゼロ社会推進あいち県民会議会員は、レジ袋削減の取組を広く県民に普及させるため、取組店の募集、取組店の登録、レジ袋削減取組優良店の認定などについて、広報紙などにより啓発を行うものとする。

(その他)

第10 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

別表（第8関係）

レジ袋辞退率	ランク
50%以上 70%未満	☆
70%以上 90%未満	☆☆
90%以上	☆☆☆

附 則

この要綱は、平成19年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

小売店の付近見取図



ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店登録変更届出書

平成 年 月 日

ごみゼロ社会推進あいち県民会議会長殿

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

下記のとおり変更がありましたので、ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店制度実施要綱第3の第2項の規定により、届け出ます。

	変更事項	変更前	変更後
氏名(名称)			
届出者の住所			
フリガナ			
小売店名			
担当者		所属 氏名 電話番号 — — FAX番号 — — E-mail(所属)	所属 氏名 電話番号 — — FAX番号 — — E-mail(所属)
品目(該当箇所に○を記載。)	取扱品目	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ()	取扱品目 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ()
	削減対象品目	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ()	削減対象品目 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ()
レジ袋削減の取組方法 (該当箇所に○を記載。)		(平成 年 月 日開始【予定・済】) (1) レジ袋の有料化 (2) レジ袋代金の値引き (3) ポイント制度の充実 (4) その他、小売店の創意工夫 []	(平成 年 月 日開始【予定・済】) (1) レジ袋の有料化 (2) レジ袋代金の値引き (3) ポイント制度の充実 (4) その他、小売店の創意工夫 []
削減目標		レジ袋辞退率 %以上とする。	レジ袋辞退率 %以上とする。

- * 変更事項があった場合、変更事項欄に「○」を記入の上、当該欄のみ、記載してください。
- * 変更があった場合には、速やかに、登録申込した宛先に届け出てください。
- * 品目は、①織物・衣服・身の回り品、②飲食料品、③自動車部分品・付属品、④家具・じゅう器・機械器具、⑤医薬品・化粧品、⑥書籍・文房具、⑦スポーツ・がん具・娯楽用品・楽器、⑧その他とする。

ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組実施状況報告書

平成 年 月 日

ごみゼロ社会推進あいち県民会議会長殿

報告者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店制度実施要綱第5の第1項の規定により、平成 年度におけるレジ袋削減取組の実施状況を報告します。

フリガナ									
小売店名									
小売店の所在地	〒								
担当者	所属		氏名						
	電話番号		—	—					
	FAX番号		—	—					
	E-mail(所属)								
品目 (該当箇所) ○を記載。)	取扱品目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧ ()
	削減対象 品目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧ ()
レジ袋削減 の取組方法 (該当箇所) ○を記載。)	(1) レジ袋の有料化 (平成 年 月 日開始【予定・済】) (2) レジ袋代金の値引き (平成 年 月 日開始【予定・済】) (3) ポイント制度の充実 (平成 年 月 日開始【予定・済】) (4) その他、小売店の創意工夫(以下に、具体的に記載してください。) (平成 年 月 日開始【予定・済】)								
削減目標	レジ袋辞退率 %以上とする。								
達成状況	レジ袋辞退率 %を達成した。								
	算出根拠								

* 毎年4月末日までに、登録申込した宛先に報告してください。

* 品目は、①織物・衣服・身の回り品、②飲食料品、③自動車部分品・付属品、④家具・じゅう器・機械器具、⑤医薬品・化粧品、⑥書籍・文房具、⑦スポーツ・がん具・娯楽用品・楽器、⑧その他とする。

ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店登録辞退届出書

平成 年 月 日

ごみゼロ社会推進あいち県民会議会長殿

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

下記のとおりごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店の登録を辞退したいので、ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店制度実施要綱第7の第1項の規定により、届け出ます。

記

1 辞退理由

2 辞退年月日 平成 年 月 日

レジ袋削減制度の運用上の注意事項（参考資料）

第2（レジ袋削減取組店）

- ・ レジ袋を削減する取組方法は、事業者が選択するものとし、複数の手法を用いることを認めるものとする。
- ・ その他、小売店の創意工夫の内容の判断基準は、申込に厳しい審査は不要であり、判断基準の設定は考えない。独創的な取組でレジ袋を削減できると判断できるものであればよい。
- ・ レジ袋削減目標は、事業者が自ら設定するものとし、目標の到達年次は3年以内、目標の設定下限値は50%以上とする。
- ・ レジ袋削減目標値を下げる設定変更は、認めないこととする。
- ・ レジ袋削減目標値を設定する売場は、各小売店の判断に委ねる。ただし、取扱品目（売場）を対象とする品目（売場）を報告するものとする。
- ・ 「レジ袋辞退率」の算出期間は、1年間とする。ただし、営業期間又は登録期間が1年に満たない場合は、当該期間とする。
- ・ レジ袋の有料化による「レジ袋辞退率」の算出方法は、以下のとおりとする。
辞退率 = $(A - B) / A$ A：レジ通過客数 B：レジ袋の販売枚数
- ・ レジ袋代金の値引きによる「レジ袋辞退率」の算出方法は、以下のとおりとする。
辞退率 = C / A' A'：レジ通過客数 C：レジ袋の値引き客数
- ・ ポイント制度の充実による「レジ袋辞退率」の算出方法は、以下のとおりとする。
辞退率 = D / A'' A''：レジ通過客数 D：還元ポイント数
- ・ その他、小売店の創意工夫による「レジ袋辞退率」の算出方法は、別途、事務局において協議する。
- ・ 売場毎にレジ袋を削減させる取組を複数採用した場合の「レジ袋辞退率」の算出方法は、以下のとおりとする。
辞退率 = $((A - B) + C + D) / (A + A' + A'')$

第3（取組店の申込）

- ・ 申込書の捺印は不要とする。
- ・ 登録申込は、小売店毎の申込書とするものとし、小売店毎の取組方法や削減目標の設定は可能とする。
- ・ 変更届出書は、登録申込した宛先に届け出る。
- ・ 変更届出書において、法人の代表者変更は含まない。
- ・ 小売店の所在地が、移転により変更された場合は、辞退届出書とともに、新規の登録申込をさせることとする。

第4（取組店の登録）

- ・ 取組店の登録店リストは、事務局で作成するとともに、会員に配布する。
- ・ 会員は、配布された登録店リストを基に、周知に努める。
- ・ 登録店である旨を証するステッカー等は、速やかに、事務局で作成するとともに、登録店に交付するとともに、リスト作成後、各会員に配布する。

- ・ 「ステッカー等」とは、ステッカーのほか、登録通知書をさす。
- ・ 交付するステッカーは、小売店毎に1枚を交付するものとする。従って、啓発などのため、複数枚のステッカー交付を希望する事業者は、事業者により別途作成する。

第5（取組店の協力）

- ・ 報告書は、登録申込した宛先に報告する。
- ・ 取組店に対する指導（助言）は行わず、取組店の自主性に委ねる。

第6（登録取消）

- ・ 報告書について、2年間、報告がない店舗は、会長に報告した上で登録を取り消すものとする。
- ・ 辞退届出がなく、閉店等により小売店が存在しないことが判明した場合は、当該店舗が所在する市町村の確認後、登録を取り消すことができるものとする。
- ・ 不適正な報告をした店舗については、登録を取り消すことができるものとする。
- ・ 登録を取り消した場合は、ステッカーを返却させるものとする。

第8（表彰）

- ・ 表彰対象の選定は、事務局で実施する。
- ・ 表彰は、各事業者が設定した実施状況によるものとする。
- ・ 表彰は、別表の基準を達成した店舗すべてについて、全てのランク毎を対象に優良店とすることとし、その達成毎に表彰する。
- ・ 表彰は、レジ袋辞退率に応じてランク付けするものとする。
- ・ 表彰ランクは、50%以上70%未満は☆、70%以上90%未満は☆☆、90%以上は☆☆☆とする。
- ・ 表彰対象とする「レジ袋辞退率」の算定に必要な期間は、最低9か月間以上とする。
- ・ 表彰は、県民大会で実施する。

第9（広報）

- ・ 会員は、取組店の募集について、自ら発行する広報紙、ホームページなどで周知に努める。
- ・ 取組店登録リスト及びレジ袋削減取組優良店リストの作成は、事務局が実施する。
- ・ リスト作成後、ホームページに掲載することとし、各会員は、自ら発行する広報紙、ホームページなどで周知に努める。